## 万が一に備え、白衛隊の落下傘降下訓練

●とき 7月21日(水)~23日(金)のうちいずれか1日。時間は午前9時~正午の 間の1時間30分程度 ●ところ 阿賀野川左岸河川敷(五泉市大字一本杉地先) ●問い合わせ 航空自衛隊 新潟救難隊運用係( 6025 - 273 - 9211 )へ。

## 海上保安大学校:海上 保安学校学生の採用試験

### 海上保安学校

- ●募集期間 7月20日(火)~8月3日(火)
- ●受験資格 昭和56年4月2日以降に生 まれた人で、高等学校を卒業または平 成17年3月までに卒業見込みの人など
- ●第一次試験 9月26日(日)
- ●採用予定数 船舶運航システム課程 (110名) 航空課程(10名) 情報シス テム課程(20名)、海洋科学課程(5名)

#### 海上保安大学校

- ●募集期間 8月26日(木)~9月7日(火) ●受験資格 昭和59年4月2日以降に生
- まれた人で、高等学校を卒業または平 成17年3月までに卒業見込みの人など
- ●第一次試験 10月30日(土)・31日(日)
- ●採用予定数 45名

月1日に生まれた人

●採用予定数 100名

●第一次試験 9月26日(日)

申込用紙の請求 人事院関東事務局 ( 〒330 - 9712 さいたま市中央区新都 /Ľ\1 - 1、■048 - 740 - 2006、 URL http:// www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm ) ^.

入国警備官採用試験

●募集期間 7月20日(火)~8月3日(火)

●受験資格 昭和56年4月2日~62年4

●問い合わせ 人事院関東事務局( 電

330 - 9712 さいたま市中央区新都心1 - 1、

■048 - 740 - 2006 ~ 2008、 URL http://

www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm )^.

# 観光と物産"体験市" 新潟フェスタ出展者募集

「観光と物産"体験市"新潟フェスタ」 は、新潟市をはじめとする周辺地域の 優れた観光資源や品質の高い特産品を 紹介するイベントで、昨年は3日間の 開催期間中に64,000人の来場者があり ました。

新潟ならではの魅力あふれる商品の 販売・PRをして、販路を拡大する絶好 のチャンスです。

- ●とき 11月6日(土)・7日(日)
- ●ところ 新潟市産業振興センター (新潟市鐘木)
- ●募集小間数 100小間。1小間あたり の大きさは、間口2.7m×奥行1.8mから
- ●出展料 1小間30,000円から
- ●募集期間 8月6日(金)まで
- ●申込み 新潟市役所 観光物産課内 新潟フェスタ実行委員会事務局( 6025
- 226 2513, FM 025 228 6188 ) ,

## 「新潟産業大賞2004」 応募作品を募集

新潟市では、新潟の将来を担う若手 人材の育成や、新潟地域の産業活性化 を推進するため、優れた製品や技術を 表彰しています。

### ●応募資格

- ○一般の部…新潟市およびその近隣市 町村(4市5町5村)の企業・団体・組合・ グループ・個人
- ○学生の部…県内の大学・短大・専門学 校の学生およびグループ
- ○生徒の部…新潟市およびその近隣市 町村の高校の生徒およびグループ
- ●対象作品
- ○一般の部…工業の分野(情報技術を 含む)
- ○学生および生徒の部…工学の分野 (機械・電気・情報・化学・土木・建築など)
- なお、過年度の同賞に応募した(ある いは同様の)作品や、工業所有権などに 抵触した作品は、応募できません。
- ●応募締切日 9月30日(木)
- ●問い合わせ 新潟市役所 産業企画 課企画係 新潟産業大賞2004事務局( ■ 025 - 226 - 2517, URL http://www.city. niigata.niigata.jp/) \^.

# ※ 新建市内バスフリー定期券販売中!

健康で充実した社会生活のために、市内定期路線バスを格安で利用できる定期 券を販売しています。便利で経済的、かつ環境にもやさしい公共交通機関を気軽 に利用してください。

- ●対象 市内に在住する60歳以上の人
- ●販売内容 新津市内の全線で使用できる6カ月定期券(24,000円)
- ●購入時に必要なもの 顔写真(縦3.0cm×横2.5cm、6カ月以内に撮影したもの) 運転免許証や健康保険証など住所と年齢を証明できるもの
- ●販売先・問い合わせ 新潟交通観光バス(㈱京ケ瀬営業所(阿賀野市京ケ瀬工 業団地内、 67 - 4777 )へ。

緑の風薫り 笑顔ゆきかう ふれあい文化都市



新津市第3次総合開発計画:平成7~16年度

水と緑のまち 明るく元気なまち 健やかで優しさが響きあうまち

にぎわいと交流のまち 人が輝き活力のみなぎるまち 豊かな人間味と文化の薫るまち 個性豊かな文化のまち 児童を養育している人に支給される「児童手当」が、4月1日から変わりました。

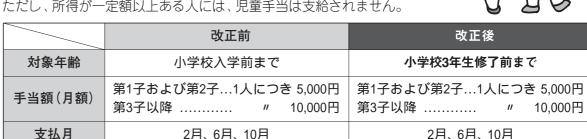
# 

児童手当の支給対象年齢が、制度改正により小学校入学前までから、 小学校3年生修了前までに拡大されました。

### 制度改正による新たな支給対象

平成7年4月2日~10年4月1日生まれ(小学1~3年生)の児童です。

ただし、所得が一定額以上ある人には、児童手当は支給されません。



### 制度改正に伴い必要となる手続き

平成16年9月30日までに手続きをすると、平成16年4月分を上限にして、さかのぼって支給されます。 なお、公務員の人は勤務先で手続きをしてください。

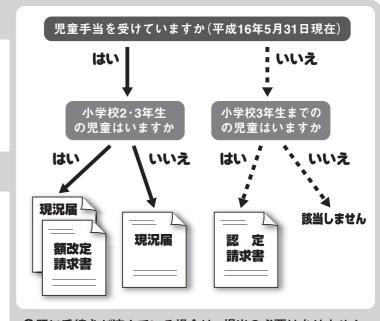
## 小学校1年生の手続き

- ●児童手当を受給している場合 新たに申請は必要ありませんが、「現 況届」(毎年6月)の提出が必要です。
- ●児童手当を受給していない場合 新たに申請「認定請求」が必要です。

# 小学校2・3年生の手続き

- ●児童手当を受給している場合 「現況届」の提出と、増額の申請「額改 定請求 | が必要です。
- ●児童手当を受給していない場合 新たに申請「認定請求」が必要です。

※平成16年4月2日以降に新津市に転入し た人は、前住所地でも手続きが必要です。



○既に手続きが済んでいる場合は、提出の必要はありません。

### 「現況届」の提出を忘れていませんか

児童手当を受給している人は、毎年「現況届」 の提出が必要です。該当する人には6月に届出用 紙を郵送しましたので、まだ提出していない人は 早めに提出してください。

現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受 けられないことがあります。

前年度所得超過または未申請で児童手当 を受給していない人(小学校入学前の児童分)

新たに申請「認定請求」が必要です。手当は申 請があった翌月分から支給されます。

### お問い合わせは

福祉健康課児童係(2階⑩番窓口、内線254)へ。